

会 議 録 目 次

令和2年第5回海田町議会臨時会（第1日目）

令和2年8月4日（火）午前9時00分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 3	第41号議案 工事請負契約の締結について（町営第2蟹原住宅大規模改修工事）・・・・・・・・	4
日 程 第 4	第42号議案 工事請負契約の締結について（海田小学校体育館非構造部材耐震補強等工事）・・・・・・・・	9
日 程 第 5	第43号議案 工事請負契約の締結について（海田西小学校体育館非構造部材耐震補強等工事）・・・・・・・・	12
日 程 第 6	第44号議案 令和2年度海田町一般会計補正予算（第5号）・・・	15
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	36

令和2年第5回海田町議会臨時会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和2年8月4日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 8月4日(火)午前9時00分宣告(第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応招議員(15名)

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 玉川 真里  | 2番  | 小田 久美子 |
| 3番  | 富永 やよい | 4番  | 大高下 光信 |
| 5番  | 大江 康子  | 6番  | 欠 員    |
| 7番  | 下岡 憲国  | 8番  | 住吉 秀公  |
| 9番  | 宗像 啓之  | 10番 | 久留島 元生 |
| 11番 | 岡田 良訓  | 12番 | 多田 雄一  |
| 13番 | 崎本 広美  | 14番 | 前田 勝男  |
| 15番 | 佐中 十九昭 | 16番 | 桑原 公治  |

~~~~~○~~~~~

5. 不応招議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 出席議員(15名)

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 玉川 真里  | 2番  | 小田 久美子 |
| 3番  | 富永 やよい | 4番  | 大高下 光信 |
| 5番  | 大江 康子  | 7番  | 下岡 憲国  |
| 8番  | 住吉 秀公  | 9番  | 宗像 啓之  |
| 10番 | 久留島 元生 | 11番 | 岡田 良訓  |
| 12番 | 多田 雄一  | 13番 | 崎本 広美  |
| 14番 | 前田 勝男  | 15番 | 佐中 十九昭 |
| 16番 | 桑原 公治  |     |        |

~~~~~○~~~~~

7. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|       |    |       |
|-------|----|-------|
| 町     | 長  | 西田祐三  |
| 副町    | 長  | 櫻竜俊   |
| 企画部   | 長  | 鶴岡靖三  |
| 総務部   | 長  | 丹羽勤   |
| 福祉保健部 | 長  | 森川雅枝  |
| 建設部   | 長  | 久保田誠司 |
| 建設部   | 次長 | 門前誠司  |
| 企画課   | 長  | 鎌田浩一  |
| 財政課   | 長  | 吉本真人  |
| 総務課   | 長  | 中村修介  |
| 税務課   | 長  | 片山茂   |
| 長寿保険課 | 長  | 岩本宏美  |
| 建設課   | 長  | 木村生栄  |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-------|---|------|
| 議会事務局 | 長 | 倉本勇登 |
| 主査 | | 水野啓太 |
| 主任 | | 辻千奈美 |

~~~~~○~~~~~

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 第41号議案 工事請負契約の締結について（町営第2蟹原住宅大規模改修工事）

- 日程第4 第42号議案 工事請負契約の締結について（海田小学校体育館非構造部材耐震補強等工事）
- 日程第5 第43号議案 工事請負契約の締結について（海田西小学校体育館非構造部材耐震補強等工事）
- 日程第6 第44号議案 令和2年度海田町一般会計補正予算（第5号）

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第5回海田町議会臨時会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。なお、本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため窓を開放しておりますので、併せて御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。

さて、平成最悪の水害と言われた2年前、平成30年7月の豪雨の被害も記憶に冷めやらぬ中、令和2年7月豪雨が発生し、熊本県を中心に日本各地に甚大な被害が出ております。今後の気象状況によっては、更に災害が起こる危険性があり、被災地のみならず各地で警戒していかなければなりません。また、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症などの対応も加わり、被災地での不安やストレスは想像を超えるものと思います。これ以上の被害が出ないように切に願うとともに、この災害で犠牲となられた方々に謹んでお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧復興を心からお祈りいたします。この際、町長から発言の申出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（西田）皆さん、改めましておはようございます。本日、令和2年第5回海田町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り厚く御礼申し上げます。本臨時会には、契約認定3件、補正予算1件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上、本臨時会の招集にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

ます。本日はよろしくお願いたします。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第1から日程第6に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、5番、大江議員、7番、下岡議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。この際、議長より議員及び執行部の皆さんにお願いをいたします。発言される際にはマスクを着用したままとしますので、的確で分かりやすく、また声が聞き取りやすいよう、マイクを立ててゆっくりと発言してください。なお、聞き取りにくい場合には、発言の途中で指摘をすることがございますが、御理解いただきますようお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第41号議案、工事請負契約の締結について、町営第2蟹原住宅大規模改修工事、を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第41号議案、工事請負契約の締結について。海田町蟹原二丁目地内において施工する町営第2蟹原住宅大規模改修工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第41号議案、工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名、町営第2蟹原住宅大規模改修工事。工事場所、海田町蟹原二丁目地内。請負金額、8,778万円。受注者、正田建設株式会社。工期は、議決の日の翌日から令和3年2月26日まででございます。続きまして、入札状況について御説明いたします。資料1の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱

により、AランクBランクの業者を基本とし、総数の3分の1を超えない範囲内で選定が可能な町内に営業所を有するCランクの業者1社を含む12社を指名いたしました。

1回目の入札では、事前に7社から辞退届が提出され、主な理由は、技術者の確保が困難であるためでした。入札の結果、1回目の入札は、入札額全てが予定価格を上回っていたため、再度の入札に付し、2回目の入札で、予定価格以下で最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した正田建設株式会社さんを落札者と決定いたしました。

それでは、続きまして、工事の内容について、担当課から御説明いたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）それでは、第41号議案、工事請負契約の締結について御説明いたします。資料2にしたがいまして、工事内容について説明いたします。町営第2蟹原住宅大規模改修工事において、1号棟及び2号棟の両棟とも、外壁塗装改修、屋根改修、階段室・バルコニー床防水改修、その他バリアフリー改修等を行うものでございます。裏面をお願いいたします。詳細図は記載のとおりでございまして、その下の施設概要でございまして、1号棟2号棟とも基本的に同じ形状でございまして、建築年度は昭和61年度、構造は鉄筋コンクリート造、管理戸数は、各棟16戸の全32戸、延床面積は2,206.76平方メートルでございまして、工事内容につきまして、1号棟、2号棟とも同じ内容でございまして、屋根はシート防水カバー工法、外壁は可とう形改修塗材塗り、階段室等の手すりは耐候性塗料塗りを施します。また、バルコニーや階段室の床は滑りにくい素材の防滑シート張り等による防水改修を施し、1階入口にはスロープを新設いたします。スケジュールでございまして、令和2年7月16日に入札を行っており、議会で御承認を得た後に本契約を締結し、住民説明会を経た上で工事に着手し、令和3年2月の完成を予定いたしております。なお、工事の具体的な手順につきましては、今後速やかに業者と詳細を詰めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）まず一つはね、今の資料2の裏面ということで、一番下に工程というか。

○議長（桑原）前田議員、恐れ入ります、マイクを立ててお願いいたします。

○14番（前田）資料2の裏面、一番下。本契約、それ、R2.8のどこね。本契約、住民説明会、工事着手、こういうふうになっておるわけですが、本来はこういうことで工事

をするんで、住民説明が先ではないのかというのが一つ。それと、もう一つは、築年数からいうと非常に短いというか、耐用年数約 50 年ということとを考慮するとまだ 40 年ほどということですが、非常にこの建物の耐用年数が悪いというか、老朽化しとるいうか、いろんな面で修繕が掛かっておるんですが、これを、何か、あまりにも修繕費を掛け過ぎということで、これを建て替えるとか何か別の方法ね、今日は、ちょっと議題から外れるんでそれ深くは言いませんが、何か、今後、考慮する必要があるんじゃないかということ、この 2 点をお尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい、まず第 1 点目でございます。住民、居住者の御説明なんですが、4 月に、全戸にですね、一応、チラシでですね、こういった工事を予定しておりますというふうな周知をさせていただいたのと併せて、管理人さんの方にもその旨説明いたしております。全体説明会については、こちらの契約後に、こちらの資料にございますように、詳細にですね、詳しく説明してまいりたいというふうに考えております。また、修繕費の方でございますけれども、毎年約 500 万予算計上させていただいておりますが、その中でですね、やはり、建築年数がある程度建っているということで、そういった修繕を繰り返しておりますが、今回、平成 29 年度に作成いたしました長寿命化計画に基づきまして修繕若しくは建替え等によってですね、適正な管理を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）これ、次長、この、チラシを配るんでなくて、説明会が先ではないですかという質問なんですが、いかがですか。次長。

○建設部次長（門前）確かに、先に説明会をとということも考えましたけれども、やはり議会で議決を経た後にですね、具体的なことが申し上げられませんので、今回そういうふうな形になっておりますが、実際には、こういった経過を予定してということで、管理人さんであるとか、住民の皆様には個別に説明をさせていただいたところです。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）追加してちょっと私の方から説明をさせていただきます。工事の概略の方はですね、今、次長申しましたように、4 月に管理人の方と、あと全戸配布でお知らせはしておりますが、詳しい具体的な工事の手順ですね、住居、居住していらっしゃる方、うちの前はいつ頃やるんかとか、実際うちの前通れるんか、通路がどれくらい確保されるんかとかですね、窓が開けられるんかとか、そういった具体的、個々具体的

な話になってまいりますので、そちらについては、業者が決まりまして工事計画を作成した後に、詳細な説明は居住者の方に直接お話しした方がよいということで、こういうスケジュールでやらせていただきます。

○議長（桑原）よろしいですか。耐用年数の話が出たと思うんですね。はい、建設部長。

○建設部長（久保田）はい、耐用年数につきましては御指摘いただいたように、だいぶもう古く 30 年以上経過しておりますので古くはなっておりますが、まだ躯体そのもののコンクリートの状況はですね、劣化が著しく進んでおるとい調査結果出ておりませんので、当面は、今、次長申しましたように大規模修繕を行いましてですね、長寿命化を図っていきたいという具合に考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）再度お尋ねしますが、要するに年間の家賃収入というか、それとそういう維持費というものを考慮したときにね、多少の持ち出しはどうなるんかよう分からんけども、ずっと継ぎ足し継ぎ足しということで、建物は、今、言われる長寿命化ということですが、単に踊り場の防水をやったどうかということでは、それほど建物そのものの強度は増さない。長寿命化という名ではありますが、耐用年数にそれほど影響はせんのかなと考えるわけですが、やっぱり大々的にね、思い切って、ちょっと先ほど言いましたように、若干外れますが、建替えというものをしっかり視野に入れてやるべきじゃないか。毎年 500 万以上突っ込むということですよ。今言った家賃収入云々を考えたときに、どうなんか、そのバランスはということで、もう一問お願いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい、長寿命化を図るための大規模修繕を図る建物と、それと劣化度が、その中でも劣化度の激しいもの、これについては建替えということで、それぞれ状態を見ながら、その辺は計画的に進めていくものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。玉川議員。

○1番（玉川）1番、玉川です。裏ページの工事内容の一番下に書いてある外構、括弧、遊具の撤去というところなんです、遊具につきましては、撤去後、工事が終わった終了後には、また戻すものなんでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい、この度遊具のところですね、工事等のスペースを設けることにしておりますが、その撤去後には、駐車場が若干不足しておりますので、駐車場に

すると。それで、今度は遊具につきましては、100メートル先に蟹原ちびっこ公園がございますので、そちらを御利用いただくように考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）そのあたりは住民さんの御意見をしっかり聞いた後の御判断なんですか。それとも、そういうことなしに決められたことなんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）事前にですね、住民の皆様の声を直接お聞きしたわけですが、そういう駐車場スペース、たちまちそこに住んでおられる方ですね、御要望等も踏まえまして今回、その代替施設となり得るちびっこ公園が近隣にあるということで、このような判断をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）意見なのか、執行部の判断なのかということを確認に教えてください。はい、次長。

○建設部次長（門前）町の方で判断させていただいたものでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）そこは、住民さんの御意見を聞いてから判断すべきものではないかというふうに思いますので、改めて、ここの遊具については、住民さんと検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（桑原）答弁よろしいですか。

○1番（玉川）はい。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）構造上仕方がない言やあ仕方がないかもしれませんが、各階の玄関のところですね、雨が、もう以前からずっと要望みたいなのがあったと思うんですけど、雨が降ったら、あそこの玄関部分に雨が入ってくると、濡れるというふうなのが以前からあるんですけども。今回この改修に当たって、その辺のところは、何か改善とか何かされとるんでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）建物の構造自体を変えるわけではございませんので、雨が降り込まないということではございますが、床材を滑りにくくするというような形でですね、できる範囲の中で、少しでも居住者の皆さんが使いやすいような形で配慮してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）なかなか、今の構造上難しいかもしれませんが、かなりの、あそここの住んでおられる方が、そういうふうな要望があると思うんですけども、その辺のところは承知されとるんでしょうかね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）具体的には聞いておりませんが、ちょっと繰り返しになって申し訳ございませんけれども、可能な範囲の中での対応はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第41号議案について採決を行います。お諮りいたします。第41号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第42号議案、工事請負契約の締結について、海田小学校体育館非構造部材耐震補強等工事、を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第42号議案、工事請負契約の締結について。海田町昭和中町地内において施工する海田小学校体育館非構造部材耐震補強等工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第42号議案、工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の2ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名、海田小学校体育館非構造部材耐震補強等工事。工事場所、海田町昭和中町地内。請負金額、9,438万円。受注者、正田建設株式会社。工期は、議決の日の翌日から令和3年2

月 26 日まででございます。続きまして、入札状況について御説明いたします。資料 3 の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、A ランク B ランクの業者を基本とし、総数の 3 分の 1 を超えない範囲内で選定が可能な町内に営業所を有する C ランクの業者 1 社を含む 12 社を指名いたしました。入札の結果、予定価格以下で最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した正田建設株式会社さんを落札者と決定いたしました。なお、辞退者については、技術者の確保が困難であるため等の理由により、事前に辞退届が提出されたものでございます。

それでは、続きまして、工事の内容について担当課から御説明いたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）それでは、海田小学校体育館非構造部材耐震補強等工事について御説明いたします。資料 4 の工事等箇所図の準備をお願いいたします。最初に、建物の概要でございますが、工事を実施する建物は、海田小学校体育館でございます。次に、工事の概要でございますが、海田小学校体育館の非構造部材の耐震化及び長寿命化工事を実施するものでございます。非構造部材の耐震化につきましては、外部につきましては、外壁材の補修、塗装の塗替え、屋根の防水等の改修。内部につきましては、天井の改修、バスケットゴールの補強、電気設備等につきましてアリーナの吊り照明等の工事を行います。続きまして、長寿命化工事につきましては、外部は、屋根のフッ素樹脂加工、スロープの改修。内部につきましては、玄関ホール等の床の張替え、アリーナの床のフローリングの研磨、コートラインの改修、天井破損分の改修等を行います。また、電気設備につきましては音響設備等の取替えを行います。次に、工事のスケジュールでございますが、議決をいただいた後 8 月 11 日をめどに館内の物品等を移動し、8 月 12 日以降仮囲いを設置し、順次、非構造部材の耐震化補強工事及び内外装等を行ってまいります。工事全体の完成時期は令和 3 年 2 月末を予定しております。最後に、工事に当たっての学校側の対応でございますが、工事期間中は、体育館の使用は不可となります。工事に伴い、安全対策、騒音等の対策につきましては、建設課、工事事業者、それから学校、学校教育課等が調整しながら進めてまいります。説明は以上で終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○12 番（多田）今説明を受けましたが、普段でしたら夏休み中に工事をするとかいうこ

とが可能なんです、今こういう状況ですから、夏休みはできないということで、来年の3月までが、工期、期間となっております。その間、体育館は使用不可ということなんです、この点について、雨の日に体育を行う場合とか、そういった場合の対応はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）雨天等の場合、体育ができない、基本的には体育はグラウンドでやることとなります。雨天の場合にはですね、小学校の場合、時間割等で変更の対応を行う、または冬場等になりますと、マット運動等の中身もありますので、教室内の多目的室であるとか、余裕教室等を使ってマット運動等の授業を行うというふうに学校からは聞いております。また、雨等でグラウンドが使えない場合につきましては、中学校等の体育館も借りながら対応するというので、今検討を進めているところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。床を研磨されると聞いたんですが、よく、床の研磨した後には厚みが薄くなってから、床がぐらつくことがあります。そういうことに対することはもう考えられているのか、それとも床の厚みが十分あるんかどうか。削っても大丈夫なのか。その辺についてどうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）はい。事前調査では、研磨によって、必要な耐久性というのは確保できるというふうに考えておりますが、部分的に破損がひどい箇所については、板の張替えというのでも検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第42号議案について採決を行います。お諮りいたします。第42号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第43号議案、工事請負契約の締結について、海田西小学校体育館非構造部材耐震補強等工事を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第43号議案、工事請負契約の締結について。海田町南つくも町地内において施工する海田西小学校体育館非構造部材耐震補強等工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第43号議案、工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名、海田西小学校体育館非構造部材耐震補強等工事。工事場所は海田町南つくも町地内、請負金額、9,020万円。受注者、正田建設株式会社。工期は議決の日の翌日から令和3年2月26日まででございます。続きまして、入札状況について御説明いたします。資料5の工事入札状況をお願いします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、AランクBランクの業者を基本とし、総数の3分の1を超えない範囲内で選定が可能な町内に営業所を有するCランクの業者1社を含む12社を指名いたしました。入札の結果、予定価格以下で最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した正田建設株式会社さんを落札者と決定いたしました。なお、辞退業者については、技術者の確保が困難であるため等の理由により、事前に辞退届が提出されたものでございます。

続きまして、工事の内容について担当課から御説明いたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）海田西小学校体育館非構造部材耐震補強等工事について御説明いたします。資料6の工事等箇所図の準備をお願いいたします。最初に建物の概要でございますが、工事を実施する建物は、海田西小学校体育館及び渡り廊下でございます。次に工事の概要でございますが、海田西小学校体育館の非構造部材の耐震化及び長寿命化を実施するものでございます。海田小学校と外装、内装ともに同様の工事及び校舎から体育館までの渡り廊下の改修工事を予定しております。次に、工事のスケジュールでございますが、これも先ほど御説明いたしました海田小学校と同様の時期等になります。最後に、工事に当たっての学校側との対応でございますが、体育館の使用は不可となり

ます。工事に伴う安全対策、防音、騒音対策等につきましては、建設課、工事事業者、学校教育課、学校と調整をして進めてまいります。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○8番（住吉）8番、住吉です。工事の中身云々よりも資料の作り方ね。さっき気になったんですよ。例えば、蟹原の方、これ、工事内容を文書でも書いてある、スケジュールでも書いてありますよね。スケジュールも。ところが、こっちのさっきのやつもひっくり返して体育館の耐震補強、図面はあるけど工事の中身はさほど書いてない、更にスケジュールは書いてない。これ、気になる。部署は違うよ、建設、教育と。部署は違うけど、同じ海田町役場の中において、議場に出す資料、何でこんなに作り方が違うんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）工事箇所図の作成につきましては、学校教育課の方で作成をいたしました。事前にですね、建設課等々打ち合わせをして作成をしておりますので、今後、スケジュール、それから工事内容等についても記載できるように検討を進めて、次の会に生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。海田小学校も同じだと思うんですけども、耐震化の非構造部材のところ、この、両方とも9,000万円以上なんですけれども、この財源内訳というか補助金いうんですかね、そういうふうなのがあるのかないのか、お願いいたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）財源につきましては、まず、海田小学校、海田西小学校ともにですね、耐震補強等の工事につきましては、緊急防災減災事業債の活用を行ってまいります。それから長寿命化につきましては、学校教育施設整備事業債の活用を行ってまいります。

○議長（桑原）あるということですね。

○学校教育課長（森山）はい。

○議長（桑原）ほかに。岡田議員。

○11番（岡田）この割合いうんか、金額を教えてくださいんですけど。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）まず、耐震補強の方につきましては、予算について100パーセントの充当に対して交付税措置が70パーセントの還元になっております。それから、長寿命化につきましては学校施設整備事業債、充当率が元金の75パーセントに対して、交付税措置が50パーセントの還元となっております。

○議長（桑原）よろしいですか。はい。ほかに、質疑ございますか。はい、大江議員。

○5番（大江）すいません。この今の三つの資料に、1と3と5の。正田建設が全部入札をされてますが、各ほかの会社は技術者の確保が困難ということで辞退とかがかなりありますが、これ三つの事業を同じ工期で入札して技術者の確保とかが完全なものなのかどうか。そこは確認してますでしょうか。

○議長（桑原）ちょっとその、問いの中心をちょっと教えてもらえますか。もう一度、大江議員。

○5番（大江）正田建設が三つの工事を請け負って、しかも工期が同じで、ほかは技術者が不足、確保が困難ということですが、ここは同時期の工期で三つの工事を請け負って、技術者の確保は大丈夫なのかなってという心配があるんですけども。

○議長（桑原）分かりましたか。正田建設においては、同じ工期だけでも技術者の確保は大丈夫なんですかという問いです。財政課長。

○財政課長（吉本）受注者において技術者の確保に問題はないかという御質疑でございますが、正田建設さんにおかれましては、一級建築士、また2級建築士、一級建築施工管理士、二級建築施工管理技師等建築系技師について約24名ほど有しておられまして、技術者の確保においては何ら問題ないものと認識しております。

○議長（桑原）大江議員、よろしいですか。いいですか。はい、ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第43号議案について採決を行います。お諮りいたします。第43号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 6、第 44 号議案、令和 2 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 44 号議案、令和 2 年度海田町一般会計補正予算第 5 号。この度の補正予算につきましては、小中学校の I C T 活用事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第 44 号議案、令和 2 年度海田町一般会計補正予算第 5 号を説明させていただきます。

初めに、資料 7 の令和 2 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の敬老事業については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を図るため、敬老祝金及び敬老記念品の支給方法を民生委員の皆様による訪問配付から口座振込及び配送に変更することによる経費として、31 万 1,000 円増額するもので、財源として、新型コロナウイルス感染症対応のための地方創生臨時交付金を歳入で増額いたします。

次に、5 ページ、6 ページをお願いいたします。土木費の道路橋りょう費の橋りょう修繕事業につきましては、日下橋時計塔修繕工事を行うため、150 万円増額するものです。具体的内容として、資料 8 の工事等箇所図を併せて提出しております。

次に、7 ページ、8 ページをお願いいたします。教育費の小中学校費の小中学校管理運営事業につきましては、学校の衛生の維持管理のための、新型コロナウイルス感染症対策用品に係る経費として 650 万円増額するものです。財源として、学校保健特別対策事業費国庫補助金と地方創生臨時交付金を歳入で増額いたします。次に、小学校 I C T 活用事業については、令和 2 年度中に児童生徒 1 人に 1 台のタブレットを整備するため、当初 5 年リースを前提としてリース料を予算計上していましたが、一括購入した場合、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できることが国から示されたことを踏まえて、整備手法をリース方式から一括購入方式に変更するもので、既存のリース料を減額し、一括購入のための備品購入を増額いたします。なお具体的内容については、中学校分と合わせて、資料 9 を提出しております。次に、同事業内の通信運搬費及び無線ルーターの増額については、学校の臨時休業等の緊急時においても、I C T の活用により、子どもの学びを保障する観点から、W i - F i 環境が整えられていない家庭に対して、無線ルーターを貸し出し、家庭学習が可能となるインターネット通信環境

を提供するため増額するものでございます。これら I C T 活用事業の財源として、歳入で、公立学校情報機器整備費補助金と地方創生臨時交付金を増額いたします。次に、小学校給食事業につきましては、学校の一斉臨時休業に伴い学校給食事業者が発生した損失に係る補償金として、374 万 8,000 円増額するもので、その財源として、地方創生臨時交付金を歳入で増額いたします。次に、9 ページ、10 ページをお願いいたします。中学校費の中学校管理運営事業につきましては、小学校と同様に、学校の衛生の維持管理のための、新型コロナウイルス感染症対策用品に係る経費として、250 万円増額するもので、財源として、学校保健特別対策事業費国庫補助金と地方創生臨時交付金を歳入で増額いたします。次に、中学校 I C T 活用事業についても、小学校同様に、タブレット端末の整備手法をリース方式から一括購入方式に変更し、また、無線ルーターの整備のため、4,878 万 8,000 円増額し、その財源として国庫支出金を歳入で増額いたします。次の中学校給食事業につきましても、小学校と同様に、学校の一斉臨時休業に伴い学校給食事業者が発生した損失に係る補償金として、21 万 5,000 円増額するもので、その財源として国庫支出金を歳入で増額いたします。

次に、11 ページ、12 ページをお願いいたします。災害復旧費の土木施設災害復旧費の道路橋りょう災害復旧事業につきましては、三迫三丁目地内の用地取得等関係経費のため 1,320 万 9,000 円増額するもので、その財源として、公共土木施設災害復旧事業債を歳入で増額いたします。関係資料として資料 8 を提出しております。

続きまして、歳入を御説明いたします。資料の 1 ページ、2 ページをお願いいたします。なお、歳出で説明した特定財源の増額については、個別の説明を省略させていただきます。繰入金の財政調整基金繰入金については、この度の補正予算の財源調整のため増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第 44 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、1 億 9,128 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 142 億 7,706 万 7,000 円とするものでございます。また地方債の補正として、第 2 表により、既定の地方債の変更を行います。以上で、令和 2 年度海田町一般会計補正予算第 5 号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9 番（宗像）9 番、宗像です。まず、たくさん聞きますんで、覚悟しといていただきました

いんですが、まず1点目。この中で、緊急性を有する、臨時議会を開いてまでしなきゃならない予算というのは、どれとどれなんですか。臨時会、議会やるからつけ加えた予算は、これ、ないんでしょうね。本来なら定例議会でやるべき予算はないんでしょうね。それを確認させてください。で、もし、それをやる、そういうのをしてあるのであれば、どういう理由で、どういう形で、緊急性ないものを上げたのか理由の説明をお願いします。

次に、敬老事業の件ですが、これは、今、コロナウイルスの感染症の関係で、今まで民生委員が配ってたのを口座振替に変えられると説明を受けましたが、来年度以降、また、これは元に戻す予定なのかどうか。引き続き、このまま口座振込でやっていくのかどうか、それについての確認でございます。次に、これ小学校の管理事業についても同じようなことが言えるんじゃないかと思うんですが、9月ではだめだったのかどうかいうのをきちんと説明をお願いしたいと思います。まあICTについても、多分これは購入することによって、全国一斉で皆掛かるんで、その関係もあるんじゃないかとは思いますが、その辺についての説明をすべきではないかと思えますので説明を求めます。次に、小学校の給食事業、中学校の給食事業の件でございますが、これは、ほかの補助金との関係は、全く使っていないんですね。重複した補助金を出すということはないんでしょうね。本来であれば同じことに対する重複した補助金は受けるべきではないと思いますが、それについての確認をされてるかどうか。次に、無線ルーターの貸出の件でございますが、貸し出すのは結構なんですが、その費用負担、それはどのようになっているのか、御説明願います。最後に、道路橋りょう費の災害に絡むものでございますけれども、これ、用地購入費等に比べてすごく委託料が高いと思うんですが、この委託料がこんなにいる理由というのは、設計も含めてるかどうか、それについての御説明をお願いいたします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず1点目の総括として、この度の補正予算において、緊急性がないものが計上してないかという御質疑でございますが、全て8月臨時補正で対応すべきものを計上しているところでございます。

○議長（桑原）長寿保健課長。

○長寿保険課長（岩本）敬老祝品の支給方法について、来年度以降はどうするのかという御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、民生委員の皆様

や対象となる高齢者の皆様方の安全を第一に考え、また民生委員の皆様方とも協議をしながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）まず、小学校等の管理運営事業の保健等の衛生対策用備品等の購入についてでございますが、もう現在学校が始まっている状況であります。県内、全国等見ましても学校等で感染の拡大等が一部見られているところがございます。この中には、第2保健室等、児童生徒が罹患した場合の確保する部屋であるとか、そのようなものも、物品、消耗品等に入っていますので、早急に対応するということを意味しまして今回上げさせていただいております。それが1点でございます。それから、ICTの活用事業につきまして、購入に変えたというところがございますが、最初、リースで、今年度につきましては3か月分の予算として上げさせていただいております。その中で、先ほどもありましたコロナ対策の臨時交付金の措置が、6月24日付けでGIGAスクール等に充当してもいいというふうな方針が出たのをもとに、購入の方に変えております。8月の臨時会で掛けさせていただいた時期としましては、この後、議決をいただいた後、契約認定等の手続きがございます。これを9月に行っていただければですね、購入を更に早く進めることが可能であろうというふうな判断の下で、この度出させていただいております。それから、学校給食事業者への補償というところがございますが、3月、小学校につきましては、3月、4月、5月と給食を止めたことによる補償等が出ております。業者の方からは、切迫した声も聞かれておまして、時期としてできるだけ早くというところが本質でございます。8月のこの時期になりましたのは、中学校の広島市の中で、固定経費等の中身を算出して、すり合わせするためにこの時期になりました。小学校と中学校の中身等を精査する上で時間を要したというところがございます。それから、二重に支払ってないかということにつきましては、小学校、中学校ともに、お支払いをしているのは、運営していく上での固定経費のみというところがございます。小学校の部分につきましては、約57パーセント分の支払いというものがここに計上されているところがございます。以上でございます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今回の委託料につきましては、用地測量分筆登記業務と土地鑑定評価業務のみでございますが、ただしその用地測量に当たって対象となる一筆の範囲がちょっと広いという事情がございまして、今回このような金額になっておるものでござい

す。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）申し訳ありません。もう1点、無線ルーターの貸出時期というか、この時期になったかというところでございますが、はい、申し訳ありません。費用負担についての御質問でございますが、通信運搬費として上げているものにつきましては、2か月分の通信運搬費をこの中に上げております。無線ルーターの購入と合わせて、当初貸出して2か月は、まず使えるものということで考えております。その後、利用が延びる場合につきましては、原則、保護者の方の負担として考えておるところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）先ほどの敬老祝金の絡みなんですけれども、これは、原則は、だから民生委員、だから、来年度どうなるか分からないっていうのは分かるんですけども、原則は、あくまで民生委員の手配というふうに理解してもいいんかどうか。それと、財政課長が言われるように、本当に、例えば日下橋の時計台なんていうのは、今やらなきゃいけないんですか。9月補正で十分これ、いい案件じゃないんですか。だからそういうものの基準はどのように考えておるんですかとお聞きしとるんです。財政課では本来整備すべき、臨時議会に補正を出してまでやるというのは緊急性があるものとしてやらなきゃいけないんですよ。違いますか。それについて財政課としての判断はどうなっとるんですかとお聞きしとるんです。例えば最後の災害についても、多分これは話がついたからだと思うんですが、話がつきそうなら早くやりたいという意味で出されたのならまだ理解できます。そんな説明を全くない状態で、何が緊急なんか一つも我々には理解できないんですよ。臨時議会でやらなきゃならないっていう、補正をしなきゃならないという理由が。それについての説明をもう少し丁寧に説明願えませんか。それから、無線ルーターの貸出の件ですけれども、個人が持っている人は皆個人の負担ですよ。ところが最初の2か月は無償で貸し出すわけでしょ。それちょっと、おかしいんじゃないですか。なければ、2か月でもただで使える。ある人は自腹切らなきゃいけない。その差についてはどういうふうに考えておられるんですか、御説明願います。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）日下橋時計塔の修繕工事の補正計上の時期についてでございますけれども、現在日下橋の時計塔につきましては、既に誤った時刻を表示して、住民の皆様

御迷惑をお掛けしておりますので、今回、臨時議会で補正予算を出すことになりましたので、併せて、早目に修繕をした方がいいと判断をしたものでございます。

○議長（桑原）企画部長。補正だったりとかいうのは、基準が設けてあるのですかという質問も入ったと思うんですが、これに対してお答え願えますか。はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）基準といいますか、議員御指摘のとおり、緊急性があるかどうかというところだろうと思います。今回日下橋の現在の状況につきましては、既に住民の皆様にご迷惑をお掛けしているという実態がございましたので、併せて補正計上するのが望ましいと判断したものでございます。

○議長（桑原）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森山）先ほど御指摘いただきました御家庭に整備されている場合には家庭の持ち出しとなるというところの整合性でございますが、正直なところ、矛盾を感じていながら今回のこのような補正ということになっております。無線ルーターの購入に係る契約の条件としまして、最低限2か月の契約をするということが大前提ということで契約をすることになります。2か月はもう最初から付いてくるものということでこちらから契約をしている状況がございますので、御理解いただけたらと思います。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）敬老祝金の支給につきましては、原則、民生委員の皆様による訪問の配付と考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）8番、住吉です。先ほどの敬老事業。まあ祝金と祝品、記念品か。振込とそれぞれ配送にされるというふうにお伺いしました。確かにコロナウイルスあるんで、あまり人と接触せんようにいう意味なんかもしれませんが、確か以前、民生委員さん用にマスク購入してませんでしたっけ。ということは、訪問活動してくださいよという意味で、マスクを購入して民生委員さんにお渡ししてる。一方、今回の補正予算では、訪問すないうことですよね。この辺の矛盾はどのように解釈したらよろしいでしょうか。2点目。先ほど来、小学校中学校のICT事業、無線ルーター貸し出しますよ、これはいいことです。予算のとき、私も気づいてなかったんですが、やっぱり、いわゆるWi-Fiですよ。通信事業者のホームページなんか見たら、ここは入りますよって丸がしてあっても、実際私やってみたら、入りは非常に悪かった、というケースもあるんですよ。ですからホームページ見るぐらいだったら見れますけども動画配信を見るとなる

と、途中で固まるケースもあるんですよね。そういった場合の対応はどのように考えていらっしゃるでしょうか。以上2点。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）民生委員さんによる訪問の配付についてでございますが、広島県によりますと、5月の初旬から6月中というのは、新規の感染者が発生しておらず、7月1日に59日ぶりの新規感染者が発生したということもございまして、状況の変化に応じて、今回このように口座振込と配送をお願いするものでございます。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）無線ルーターの通信環境についての御質問でございますが、先ほどもありました、今から購入予定の業者等のホームページ等で確認をさせていただきますと、やはり海田町自体は全てエリアとして網羅されている、それから、通信速度も一定程度確保されているというふうに表示はされております。ただ、御指摘のように御家庭の立地であるとか環境によって確かに、時間帯も含めてですね、入りが悪いということもございます。その状況につきましては、各家庭、個別に対応させていただきまして、本来であれば登校はしないものというふうに検討もしておりますけれども、例えば学校の方の1室を、例えば開放して、その部分に無線ルーター等含めて、登校させてですね、同様の学習を密にならない状態で行えるように配慮等していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）マスクの購入、もっと早い時期じゃなかったっけ、って記憶しとる、今、何か5月6月は感染者ゼロだっじゃったけえやってみましたけど、マスクの購入はかなり早い時期だと思うんですよね。となると、今の答弁と、は、非常に矛盾してるというか、はぐらかさそうとしとるわいね、どう考えても。その辺もう一度確認。マスクの購入は早かったように思います。第一波の最中じゃなかったかと思う、予算出したの。そうなってくると、今の答弁とは矛盾してくるというように思いますが、その辺はどのように考えたらよろしいでしょうか。で、第2点、確かに今感染者増えておりますが、別に何も宣言は出てないですよね。ましてや国は旅に出ろというところぐらいですから。ね。次は食べに行けいう企画やるらしいです。じゃ、何を基準にしてこういうふうに民生委員さんに訪問してください、いや訪問は控えましょう。その基準はどこに引いていらっしゃるのでしょうか。そして第3点。高齢者宅への訪問は、不要不急とみなしているのか。

そこですよ。民生委員さんが高齢者宅を訪問する。玄関先で話をする。安否確認であるとかあるいは健康状態の確認。更に、今の御時世でしたら、ちゃんとマスクせにゃだめよ。実際、高齢者してない人増えてますからね、暑いけえ。こういった活動がございませうが、考えられますが、それは、海田町としては、不要不急とみなして訪問するなというお考えなんでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）この度の敬老事業の配付方法の変更につきましては、長寿保険課長も申しましたように、一時期感染者が広島県内ゼロ人というところがあったが、やはり感染が今現在拡大している状況でございます。マスクについても、早い時期に、保健センターの方で購入し、そのマスクを活用して、民生委員さんに新しい生活様式によつての地域活動をお願いしているところではございます。ですから、地域活動を不要不急というふうにみなしているわけではございません。ただ今回の配付につきましては、地域によっては多くの高齢者のお宅をお願いする地域もございませう。その点を考えまして、民生委員児童委員協議会の方とも協議をいたしまして、この方法を採用したものでございませう。今後も、新しい生活様式によつて、地域活動は民生児童委員の皆様には、継続して、地域の見守りをお願いしたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）言いたいことは分かるんじやが、じゃあその基準は何なんよ。地域活動オツケーですよ。でも、物持っていくのはだめですよ。そこですよ。その基準がどこにあるのか、民生委員の皆さんと協議して決めました。じゃあ、その都度協議して決めるのか、今後の訪問活動にしる何にしる。ましてやこれ高齢者だけですけど、民生委員さん児童委員さんの活動内容いうたら、子育て世帯も訪問せにゃならんわけですよ。あるいは生活に問題のある方のところにも訪問せにゃいけんとか、多岐にわたるわけですよ。その中において、今回、まあ敬老記念品、あるいは敬老祝金、お金は振り込んでも、物は配達に任せる。基準がもうばらばらですよ、マスクは買って渡しました。でも、これは持っていきませう。その明確な基準を作っとらんじや、これからその都度協議して決める。で、補正予算組む。さっき宗像議員が言ったことと同じ、緊急性があるのか。それ以前に、ビジョンどんだけ持つとるのか。そういったもの、明確な基準、今後の対応、どのように考えていらっしゃるんじや。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川） 今回の補正に関しまして、民生委員児童委員の皆様、またボランティアの皆様も含めまして、これからの新しい生活様式で、どのようにして地域の皆様に交流していただくかっていうところの基準っていうところは、現状新型コロナウイルスの感染の拡大の状況が、まだ、国によってもいろいろ専門家委員会の意見等を踏まえながら、方向性が定まっていない状況でございます。そういう状況にあって、今後海田町としてどのような基準でやっていくかっていうところは、しっかりと執行部の方で検討していく必要があるかと思っておりますので、国の動向、県の動向を踏まえながら、町としてその対応をどのような基準にしていくかも踏まえて、しっかりと検討してお示ししたいと考えております。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中） 15番、佐中です。4点だけお尋ねします。主に歳入についてお尋ねいたしますが、一つは歳入で9,600、これ、1ページですね。9,685万円の総務費国庫補助金として上げられております。しかし、歳出の予算費目には、全くこれが、総務関係はございません。これまでの臨時、あるいは、そうした補正に関する問題で、ここに補正額として出ておりますが、総額としては、9,685万8,000。交付金という形であります。これは、なぜそうなっているのか。これが1点。二つ目には、一般財源、この予算内では、150万9,000円しか計上をしておりませんが、この内訳は、何なのか。町債では10億9,360万円組んでおられますが、この中身についてお尋ねをいたします。三つ目には、15款、同じページです、15款は、国庫支出金、19、22款は、全部町費ですね。繰入金と町債。そうすると、災害復旧費事業に関連をしておりますけれども、本議案の3ページ、地方債の補正ということで上げられて、数字はありますけれども、この関係はどうなるのかお尋ねします。四つ目には、教育委員会に関係するんですが、タブレットを購入するということ。目的は、購入してもリースにしたって、安くて最大の効果を上げるということになるんですが、その目的は、一つは、実施できなかった学習の回復のために、これを、タブレットを入れるわけです。そうするとですね、これまで遅れていた学習内容について、各家庭にそれを生徒があるいは学生が持った場合に、実際、拘束して学習ができるのかどうか。そこら辺の使い方は、どういう決まりでどういう方法で、教育の方針を立てているのか、お尋ねをいたします。この四つです。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 4点の御質疑のうち、1点目から3点目については私の方から答弁を

させていただきます。まず、1点目の総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、歳入が総務費補助金で対応する歳出との整合というところでございますが、まずこの歳入については総務省から交付される、用途は感染症対応に係るものについていうところで、歳入上は総務費補助金でまとめて計上しておりますが、この度の歳出においては、感染症対応ということで、民生費の敬老事業であるとか、教育費のICT活用事業、中学校給食事業、学校管理運営事業等に充当されているものでございます。続きまして2点目の、この度の補正の一般財源部分150万9,000円が、どこに対応するものかの御質疑でございますが、こちらについては、まず議案書で言いますと、6ページの橋りょう修繕事業、日下橋時計塔修繕工事150万、この部分プラス9,000円の部分が、12ページの道路橋りょう災害復旧事業で起債を充てた充当残部分、9,000円、この部分が一般財源対応となっております。続きまして3点目の災害復旧事業債等のところでございますが、補正前の額、2億7,120万円が、既に議決をいただいている補正の額で、この度が1,320万円、地方債の方を増額するもので、この対応する歳出が、12ページの道路橋りょう災害復旧事業、この度1,320万9,000円増額する部分についての特定財源として、地方債1,320万円を増額するものでございます。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）この度のタブレットの購入一括について、これまで失われてきた時間についての学習の保障と併せてということでございますが、まずGIGAスクール構想の今回の補助金等の趣旨につきましては、GIGAスクールに伴う加速の学びの保障ということでございます。当初、令和4年度末までに、タブレットを全て児童生徒に1人1台整備するところを、この度のコロナを受けまして、単年の1年間で整備することにより、今後休業等の措置が行われたときに、速やかに対応できるようにということの目的で、今回、一括購入という形になっております。これまでの学びが、時間が取れてなかった部分につきましては、現在、夏休みの短縮であるとか、時間割等の補充等の中で必要な時間数について、現在、保障しながら、学校の方で授業を進めているところでございます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）GIGAスクール構想は、学校でのICT活用等、くしくも、今回のコロナような対応によってオンラインということが言われてますけど、オンラインをするときに、今、スマホでありますとか、家に持っているタブレットでありますとか、あ

るいはインターネット、そういう機能を、協力していただきながらやっております。先ほどから、ルータールーターと言っておりますのは、そういうWi-Fi機能がないところに、どうにか届けたいという思いでルーターを貸し出すと言っております。公立小中学校で、今回オンライン授業ができたのが、5パーセント、全国の小中学校で5パーセントしかできてません。それで、本町においては、先般も報道していただいたように、南小がモデルとして、まずは、通信技術会社の無料の機能を使ってですね、アカウントをそれぞれの家庭に配信して、それをつなげば、いわゆる双方向の授業が可能だということに取り組みました。今、スマホであるとかそういった家庭でのものを使っていましたから、これは万全ではありません、実は。そこへ、今回の1人1台端末を学校で配備することで、貸し出すことによって、みんなが同じような授業を受けれるという形を整えたいということでございます。ですから、二つありまして、学校でのICT教育を進めるのがGIGAスクール構想の大本題です。くしくも今回、そういうことができなくなったんで、対面での授業が学校できなくなったんで、苦肉の策として、オンライン授業をやってるわけです。ところが、公立小中学校でそれが整備できてなかったんで、今回の事態を招いているということで、早急に整備したいという思いでいます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）1番目の問題で、総務費の中にあるわけですがけれども、コロナの、今、説明聞くと、感染対策という説明がございましたけれども、総務関係で、福祉保健部であるとか、その他学校関係ですね、教育関係、これに該当するんですが、総務費関係で一括してこれを対応しておるのかどうか。そのための臨時交付金なのかどうかお尋ねします。二つ目は、時計の問題これはいいとして、三つ目、国庫の支出金ですね。いろいろこの、コロナの問題もあったり、災害の問題もあったりして、私ども議員は、この問題について非常にこの激甚災害は適用しとるのかどうか、あるいは一般的な、そういう臨時の交付金なのか。全然、皆目見当がつかないと言っていいか、まあ分かってる人がおるかどうか知りませんが、せめて、私の中では、分かりません。で、こういう予算の出し方、あるいは説明の仕方、私、非常に不親切というふうを感じるんですが、もう少し詳しくお伝え願いたいと思います。それから教育の問題、いろいろ努力をされて、児童の感染予防、それから教職員の感染予防、非常に神経をとがらせておられるというように思います。その中で、子どもたちのいろんな要望、特徴的な声、あるいは保護者のそうした対応、これらが全く私どもには総務委員会に私おりますから多少は知っ

てますが、十分全体の把握というか、声は聞いておりません。生きていくためには、いろんな行政の力を借りて、みんなが助け合って生きていかなければ、生きることはできませんけれども、それをやるのが行政だと思うんですが、その辺はどうなんですか。お尋ねいたします。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） まず1点目の、総務費国庫補助金として上げられている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が歳出の方で、総務費の方で対応されているのかといった御質疑でございますが、確認のためもう一度、この交付金の趣旨というのが、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けてる地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るために地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設されたもので、その対象となる事業は、歳出の方では多岐にわたります。ただ歳入の方では、一つの科目で計上する必要がありますので、一応、歳入の方では総務費補助金として計上し、対応する歳出は各費目にまたがっているといった状況でございます。

○議長（桑原） よろしいですか。はい。教育長。

○教育長（佐々木） 学校でのコロナ対応の様子をと、実情をとということでした。実は、私は2月の17日なんですけど、まだ広島県に感染者があったかなかったかダイヤモンドプリンセスのことで全国的な危機感が迫ってきたときじゃないかと思うんですけど、2月17日に、職員に全部、検温と健康調査をしました。そして、毎日、職員の健康調査、これは、児童生徒はあたり前ですけど、職員が、当時、若い者よりも年齢がいったものが雇いやすいという情報もあたりしてですね、職員が、一番、これはいけないなと思ひまして、職員の健康観察を始めました。そうしていると、2月27日に国の方で休校要請があり、ですから、それまでに、私は、臨時休校がいつ開始になってもですね、仕方ない状況だと、児童生徒が、やはり感染すると、もうそこで、感染を断たなければいけないので、臨時休校はやむなしと思ひながらずっとやってきました。そして、早く臨時休校を、3月2日から準備していましたから、教育委員にも話をしながら、3月2日に臨時休校に踏み切れたと、その際、保護者等にも、いろいろ勤務のことであるとか、御協力いただいて、どうにかこうにかしてきたと思います。今、学校始まって、手洗い、そして換気、それと、やはりソーシャルディスタンス、これらを十分やっていますけれども、児童は、なかなか、見ていますとですね、そう注意しながらも、どっかやっぱり

接近していたりします。その都度注意しますが、そういったことに取り組んで、幸い
ですね、今のところ感染者ありませんけれども、今後ですね、今、児童生徒の中から感染
者が出ないとも限りません。その際には、緊急的に措置を取っていくという対応を考
えておりますので、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひますし、学校の方は
ですね、学校通信等でコロナウイルス対策を皆さんの方に発信させていただいてお
ると。それと、まあ、私もですね、教育長メッセージをホームページの方で記して
おりますので、どうぞ御理解いただきたいと思ひます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）再々質問の2番目が抜けておるんですが、22款の5ですね。災害復旧事
業債。ここで激甚災害に適用したら、ほとんど、町の支出、こういうものはないとい
うように私ども感じるわけです。あったとしても、何パーセントとかいう感じでは
けれども、これの、ここに言われとる数字は、全体から見ればわずかですけども、
その仕組みですね、これが、答弁がないんです。これはどうなのか。今後、9月
あるいは来年度の予算について、これらがどう動いていくのか、あるいはどうい
う仕組みで、どうなっていくのかお尋ねをするところです。これも一つ教育委員
会、いろいろこう努力されて、教育長の説明、よく分かりました。分かりました
が、教職員への感染予防対策や服務について、非常に心配するところです。過重
負担になったり、あるいは二つに分けてやったら、倍仕事をしなければならない
ような状況。そうすると職員不足、教員不足いうのが出てきて、非常にこのトラ
ウマ的なそういう状況を、それをやめさせて、本当に教育として、教育委員会
がその指導をしなければならないけれども、実態が我々は分かっておりません。
答弁の中で理解をするだけですけれども、実際はどうなのか。例えばこれだけ休
んで、何班かに分けて出すとかいうような実態があるのに、なかなかそれが伝わ
ってこないというのが、今の実態です。その中でタブレット入れて、本当にそれ
が、入れた目的が達せられるのかどうか、ここが、私ども心配なんです。タブ
レットを買うことについては、私は別に反対もいたしませんし、積極的に活用す
べきだというように思ひますけれども、その使い方、あるいは活用の仕方、これ
らについて明確ではないんですね。中には、このどういふ、総理大臣が、他の知
事とやるように、お互いがテレビで見あいこしながら協議ができるのか、ただ一
方的に流しっ放しになるのかどうか。そこら辺は、私、未知なんで分かりませ
ん。その説明を願ひます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本） まず1点目の、激甚災害に係る負担割合についての御質疑ですが、平成30年7月豪雨災害においては、全国を対象に激甚災害指定がなされておりますが、国庫負担のかさ上げ対象となるためには、事業区分ごとに特定地方公共団体の基準に該当し、別に告示を受ける必要がございます。本町においては、農地林業施設の災害復旧事業については、この特定町公共団体の基準に該当し、従来、補助率、国庫負担割合は2分の1のところ、負担割合98パーセントまで増高しております。一方、この度の公共土木施設の災害復旧事業については、基準に該当しておりませんので、この度の単独復旧事業債については、起債100パーセント充当の交付税措置47.5パーセントでございます。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） コロナウイルス対策についての教員への負担ということと、本当にその双方向のオンラインが可能なのかという話だと思いますけど、まずもって、発信が不十分であったことをですね、お詫びすると同時に、ますます発信の方しっかりしていきたいと思います。まず1点目の、教員への負担ですけれども、ないと言ったらうそになるかもしれませんが、ですが、過重になつるか言うたらそうでもない、またそれをコントロールするんが教育委員会であり学校長の責任だと思いますので、過重にはなっていないと思います。確かに、消毒であるとかですね、というようなことの負担はあると思うんですけど、でもこれは、子どもを守る上で、管理する上で非常に大事なことで、これはやってもらわなきゃ困る。これは、教員の使命です。次の議会になろうかと思うんですけども、子どもたちの学習を保障すると、もう一つ、教員の負担軽減もありますけれども、学習支援員をですね、国の方から幾らか支援していただいておりますので、次の議会では十分その点をですね、皆さんに御議論いただきたいと思っております。それと、オンラインの授業が本当にきちっといくのかということで、きちっと行くかどうかはやってみないと分からないので今回やりました。そうすると、可能です。そして慣れてくれば、わりと教員は、そこらは慣れてきて習熟も上がってきますので、これは使いながら使いながらこなしていくもんだと思いますけど、そう、何て言うか、難しい、難しくても手が出ないというようなものではありません。ですから可能だと思っております。また、可能にしていかなければいけないと思います。以上です。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 3番、富永です。1点だけお尋ねします。資料9のGIGAスクール構想

の変更点の図の中なんですけれども、リース方式だと保証費が掛かっているんですけども、一括購入方式だと保証費がこれ入ってないとか印がないんですけども、これリース方式と同じような保証があるのかどうか、購入した場合の。どれぐらいの保証があるのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）リース方式の場合保証が入っているが、どうかというところがございますが、契約の中でリース方式の場合は一定程度の保証というものがあります。それに、ここの金額1万2,500円というのは、故障した場合の保険料も含めた改修等修理等の金額でございます。この度購入するというところに切り換えたことによって、保証等外しております。これは、一つは、検討した結果、本体が約4万900円のものに対して、4分の1に相当する保証を、壊れるか壊れないか分からないものに対して2,500台分掛けるというところで、かなりの金額の負担というところが出てまいります、購入の場合ですね。となると、壊れるものを見越した場合に、一括購入方式の場合には、増大することによって、交換等、対応を可能にするというところで考えております。そのため、5パーセント増の125台の増大というところで、壊れたものの交換等の保証ということを考えております。この部分につきまして、一括購入することによって600万円程度の減額になるというところ、それから、修理につきましては、現在も備品修繕費というところで予算計上しておりますので、対応可能なものにつきましてははですね、備品修繕費のところ修理をしながら使い回しをしていこうというふうに考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）やっぱり相手が子どもですので、どういった扱いをするか分からないってということもあると思うんですけども、よくその辺は、もう一度検討というか、子どもたちの扱いを含めた子どもたちの指導、壊さないようにとかっていうのも、もちろん指導もですけども、この際、5パーセント増ではありますけれども、一気に壊れた場合の対応とかも大変だと思います。その辺もちょっと検討していただければと思うんですけども。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）当然、高価なものですので、取り扱いにつきましては、特に低学年等も含めて、使用の取り扱いについては重々指導しながら提供していこうというふうに考えております。125台の増大について、これが修理の台数として適切であるかどうか

かというところの数のところもあります。これはですね、5年後の児童生徒数の増を見たときにですね、約100人、110人ぐらい増員するということも含めての5パーセント125台というところで見えておりますので、全てが修理のためだけにですね、交換要員として台数を増やしているというところではございませんので、御理解いただけたらというふうに思います。

○議長（桑原）よろしいですか。はい、多田議員。

○12番（多田）はい。12番、多田です。2点お伺いします。まず1点目が、文部科学省が各校に約500万円、コロナ対策として配るという案が出てたと思うんですが、それについては、まだ、この臨時財政対策交付債には入ってないんですね。ちょっと確認ですが。それともう1点は、日下橋の時計台ですが、これ、かなり前に要望して、住民の方から指摘を受けて要望したんですが、時計台4面あって、3面は合ってるんだけど、一番住民の方が見える、ウォーキングされるときに見る時計だけが故障してるんですけど、今回の修理について時計の修理は出てないんだけど、太陽光パネルと制御盤を換えるということで、それで直るんですかね。直るから予算組んどるんだらうけど、その内容について、修理の内容についてお伺いします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）御質問がありました学校ごとにお金を国の方から配付していただけるというものでございますが、この度の歳入のところで、学校保健特別対策事業費補助金というのがその項目に当たります。これ450万円というふうに記載をされておりますけれども、補助率が2分の1でございますので、上の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金との合わせての金額となります。で、学校規模について配られる金額は違うんですけれども、町内につきましては総額で900万円の措置をいただくこととなっております。小学校につきましては、例えば海田小学校であれば、300人超500人未満でございますので、150万円の措置というふうになっております。それから、海田南小学校、海田東小学校は500人を超えておりますので、200万円の措置というところで、合算金額として、町内小中学校で900万円の措置をいただいているところでございます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）はい。日下橋の時計修繕の内容でございますが、こちらの時計が太陽光の電池で充電をして稼働しておるものでございますけれども、この度この太陽光電池を制御する部分の制御盤が破損しており、それが原因で1面のみが不正確な時刻表示を

しておるものでございます。また調査の段階で、現在設置しております太陽光パネルだけでは十分な電力が、冬の時期にですね、供給できないということで、補助パネルの設置と合わせて太陽光の制御盤を修繕し、時計の方を4面全て正確な時刻が表示できるように修繕してまいりたいと考えておるものでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 13番、崎本です。12ページのね、道路橋りょう災害復旧工事事業のことでございますがね、今、ここに説明の中で写真入り地図入りで出てますが、内容がね、分かりにくいよの。まあ皆さん知っておられんのじゃが、仮の道路を付けることでも2転3転として、計画が違ってます。この橋りょうを造るために、何が必要でどういうことがあるかちゅう、まあ、3月の予算の中で説明をきちっとされるべきじゃ思うんじゃが、今更補正予算でね、土地購入をします。土地購入せないけんのは最初から分かっておりますよの。なぜそういうことを、先、説明されんのか、ね、ほんとね、ここね、丸で書いてあるんじゃが、皆さん分かってないのが、この丸のところがあつて、田んぼが今、泥が取つてあるんじゃが、あれは、仮道路で今、工事しよるよの。じゃけ、どの程度を用地購入して、どの程度を仮道路で借りちよるか、ほいでこの前の、元これは北川さんの家じゃ思うんじゃが、あそこまで丸が食い込んじよるんじゃが、あそこも用地購入でどういうふうにされるか全然分からんのよの。ほいで、最終的にどういうふうになるかも分からんのよ。あなた方、勝手にね、途中で変更変更、変更変更ばかりしておられるんじゃが、その変更された理由もはっきり聞いてないのよ。わしゃ建設委員じゃが、その変更された理由も聞いてないのが、予算はどこでどう使われておるかも分からんのよ。そこらをもっとね、分かりやすく明確に、委員会でもええよ、先に説明すべきじゃ思うんじゃが。いつも言うようにね。これ、ほとんどの人が分かってないよの。分かってないよ。そういうことを先先先やって、いざ採決したら、はい、あれ十分説明できましたというようなことではね、皆さん、住民の方も皆理解せんよの。ちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） はい。こちら今回用地購入を上げさせていただいておりますのは、今年度の当初に、西ノ谷川と西ノ谷川支川の沿線を走っております町道6号線と町道137号線のインフラ強靱化ということで橋の架替えをさせていただきたいということで、予算の方を計上させていただいておりますけれども、この度はその橋の架替えのうち、

高岸1号橋の架替えについて、河川管理者との協議が整いましたので、それに基づいて必要な用地の取得予算を計上させていただいたものでございます。このルートにつきましては、年度当初の説明とルートについては変わっておりません。ただその川に架ける橋の形状であるとか構造ですね、それについて県との協議が整いましたので、用地の方購入させていただきたいということで上げさせていただいたものでございます。で、それについての説明が不足しておるといふ御指摘でございますが、それにつきましては、今後、常任委員会等でですね、もう少し丁寧な説明というのを図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 今後図ってまいりたいと思いますじゃなしに、説明の方が先じゃないんですか、ね。どういう橋をどういう傾向で、県からの協議がまとまりましたので、こういう橋が、架けるようになるから、こういう土地が必要ですから、こういう計画でやりたい、こういう計画が決まりましたから、決まったことを、ね、どういう橋を架けてこういう用地が必要かも、ちょっと説明した上で議案を出された方がいいんじゃないん。ね。丸を描いてここが必要ですよ。どこがどんだけ、あれか知らんのやが、この部分も、仮設道路に入るとるよの、今、工事しよってよ。その仮設道路も二転三転としとるわけよ。の。その説明も全然なしで、あなた方は分かるよ、ほいじゃが、毎日通る私でも、前田さんでも、内容は全然分からんよ。知らせてもろうちよらんよの、どういう橋が架かるか。測量は再々いろんな人が測量しよってんじゃがの。だけど、あなたが言う説明の方が、先にせないけんのじゃないんですか、常任委員会でも何でもええんよ。そうしたら説明責任に、説明したちゅうあなた方の責任がとおるわけよ。ね。今、補正予算出してこれ、何のことか分からんので。ね。それに、また、用地購入費で690万か、ね。今、私ら、まあ知らん、だいたいあの土地が何ぼぐらいするか見当は分かっちゃるんじゃがの。ほいじゃから、こんだけ要るもんかの思うて、あんた方が要る言やあ要るんじやろうが、ほいじゃから、その中身ちゅうもんをの、やったら、将来こういうふうになりますいうふうなことは、地元説明、先されてもいいんじゃないか思うんじゃがの。全然、どういうふうな形態になるかも全然分からんよ。まあ先ほど言うたら悪いんじゃが、大分前からあれしよるんじゃが、唐谷川のあれと一緒にことよ、の。まあ、そこら、もうちょっと考えを直してね、十分な説明責任がされた方が、わしや、説明したした言われてもの、説明あれがあると思うんじゃが、もうちょっと詳しく説明

お願いします。

○議長（桑原）はい。では、適切に答えてください。建設課長。

○建設課長（木村）まず、今回の買収、用地を取得させていただく箇所と、今、迂回路としてお借りしている箇所については、重複しないように検討はさせていただいておるところでございます。これまでの説明の方が不足しているという御指摘につきましては、その御指摘については真摯に受け止めて、今後このようなですね、予算計上前について、常任委員会等で事前に説明をさせていただくようにしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 今後は言うて、それを早くやってもらわなかったらね、はっきり言うが、この前に地権者がおるよの。この人でもはっきりは分らんので。

（「細かく聞いてない」と呼ぶ者あり）

○13番（崎本） ほらみや、細かく聞いてない。前に地権者がおるんで。地権者にも十分説明がなしに、地権者ところどころ2回も3回も変わっちゃうんで。でしようが。田んぼを借りるいうても、1枚で済むものが2枚借りたいうて。勾配が取れんどうのこうの。地権者と協議ができてないものを、の、だから、そこらを真摯に受け止めてね、もっと早く、ね、説明責任をやってもらいたいんじやが、町長、どうかいの。町長も知っちゃろう。やりますやります言うて、ちゃっとやってもらわな困るんじやが、町長どうですか。

○議長（桑原） 副町長。

○副町長（櫻） 議員御指摘のとおり、より丁寧に説明すべきものであったというふうに認識しております。今後、常任委員会等で、詳しく、事前に説明をさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（桑原） 副町長、議案出されても、審議ができない。説明が先でしょう。いうことで、その議案出される前に、常任委員会等で説明いただきたいと思いますが、よろしいですか。いいですか。はい。副町長。

○副町長（櫻） 今後はそのように対応させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（桑原） ほかにございますか。はい。宗像議員。

○9番（宗像） すいません。先ほどの質問で、少し残るところがあったんで、教育委員

会の関係で、給食事業の補償金。これ、他の補助金との重複についてお聞きしたんですが、全くそれについて御答弁がなかったんですよ。例えば、海田町が出しとる持続継続型給付金とか、それから国が出しとる補助金とかありますよね。そういうものの対象含めて、同時にそれ併給を受けるのか、そのために実際固定経費の 57 パーセントしか補てんをしないのか。57 パーセントの補てんとお聞きしたと思うんですが、43 パーセントはそういうもので補てん、自分でその補助金をもらって自らを守りなさいとおっしゃるのか、それは対象にならないのか。要するに、要は、これを出しますからあなたたちには、じゃけえ、一般の、例えば民間業者の方はこういう補助金もないわけですよ。国からもらえる、休職にすることによってもらえるのは、その差額の上限がある部分か、個人 100 万で、あれは法人で 200 万やったかな。何かそれと、町が出す持続継続型の補助金、たしか 10 万円だったというふうに記憶しておるんじやが、それ以外ないんですよ。で、この方々は、それ以上にもらえるというふうに理解していいのか。それももらえますよ、それ以上に、町は、町の給食業者じゃけん、余分に補償するんですよというて、払うっておっしゃられるのか。これ、当然に、ほかの業者でも、要するに高額な補償するということになれば、当然、それだけの腹を括ってきちんとした理由を説明しない限りについては、重複した補助金を出すべきじゃないと思うんですが、それについて、まあ、教育長が答えるの難しければ、町の全体の方針として、そういうふうに考えられてるかどうかを含めてお聞きします。

○議長（桑原）町全体の方針としてどうなのか。学校教育課長。

○学校教育課長（森山）給食事業者への補償につきましては、先ほどありました二重の受取等について、ないものというふうに認識をしております。あくまでも、先ほども申しました固定経費のところ実際に計上されているものでございます。契約社員等の人件費について除いたものが、おおむね半分、四十数パーセントでございますので、二重の受取にはなっていないものというふうに認識をしております。

○議長（桑原）よろしいですか。町の方針はどうですか。副町長。

○副町長（櫻）審議する中で、教育委員会に対してそういった二重の補償を受けることがないかということを十分に確認するように指示をして確認していただいた上で、今回補正を計上させていただいてるところでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）はい。あと1回、岡田議員。

○11番（岡田）先ほどのGIGAスクール構想のことなんですけれども、タブレット購入ということで、これは国の3兆円を使ってやられると思うんですけれども、多分、今から、今からいうか、今までもそうだったんですけども、全国の議会でも、こういうふうな購入について進めていくと思うんですけれども、そのときに、実際に予算措置はこういうふうにしたんですけども、本当にそのものが届くのかどうか、多分これは海外で作るんでしょうからね。それ届くのかどうかというのと、もしそれが、例えば、ここには、町は早くやりたいというんですけどもいうふうなことが書いてあって、ここには、説明には、平成2年度中にいうふうなことが書かれておるんですけども、平成2年度中ということになると、今のコロナで授業が遅れて、授業の学びの確保というふうなのはなかなか難しい、もう具体的に難しくなってくると思うんですけれども、その辺のところの見通しいうんか、は、どういうふうに、町として考えておられるんでしょうか。

○議長（桑原）岡田議員。令和2年ね。令和ですね。はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森山）タブレットの購入時期についての御質問でございますが、各複数の業者に仕様書等、見積等のいろいろ依頼をする際にですね、購入時期等期間を照会したところですね、契約から購入、整備されるまでに約4か月を要するというふうな回答を、おおむねいただいております。そうすると、少なくとも3月末までにということになりますと、今年度中、10月、11月には契約をしていかないですね、進まないということが現状としてございますので、先ほども説明しました9月の議会におきまして、契約認定等いただいて、その後速やかに計画をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それは、平常時はそういうふうになるかもしれないんですけども、普通に考えたら、いろいろなメーカーいうんか、は、そういうふうにするんですけど、またメーカーは、今度は海外へ発注をするいうんか、普通、当然皆そうしよるんですけども、そういうふうになると、どういうん、生産元いうんか、そういうふうなのはそんなによけいはないわけですから、それが、ものすごい数の生産を発注いうんかをするわけですから、その辺のところの見通しがどういうふうに考えておられるんですかということなんですけれども。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木） こういう時期ですから、世界情勢、世界経済がどのように展開していくのか私たちに見通せません。ですから鋭意、我々が今できる最善のスピードでやらせていただいておりますということで、お約束できるわけではないんです。今一番できる最善の方法やっていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 44 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 44 号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田） 議員の皆様、大変お疲れ様でございました。閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日開会の海田町議会臨時会におきましては、議員の皆様方には慎重かつ熱心に御審議いただきまして、ありがとうございます。本臨時会に提出させていただきました議案につきましては、原案のとおり議決をいただきまして厚く御礼を申し上げます。審議の過程におきまして、議員の皆様から御意見や御要望をできる限り尊重してまいりたいという所存でございますので、よろしく願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○議長（桑原） 以上で、令和 2 年第 5 回海田町議会臨時会を閉会といたします。皆様大変御苦労様でした。

午前 10 時 54 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年12月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員